

公益社団法人 日本易学連合会 定款

第1章 総則		第8条 (入会)	
第1条 (名称) この法人は、公益社団法人日本易学連合会という。		この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。	
第2条 (事務所) この法人は、主たる事務所を東京都新宿区におく。		第9条 (経費の負担)	
第3条 (支部) 本法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。		1項 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。	
第2章 目的及び事業		2項 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。	
第4条 (目的) この法人は、易典の普及、及び発展、会員の技量の向上を図ると共に、易典により交流を行い、もって学術及び文化の振興並びに国民の豊かな人間性の涵養に寄与することを目的とする。		3項 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。	
第5条 (事業) 1項 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)易学に関する資格付与 (2)易学に関する研修会、講習会の開催 (3)易学に関する講義録、図書及び機関紙の発行 (4)易学、観相学に関する研究 (5)施設の貸与 (6)易学の発展のために特に寄与した者の表彰 (7)易学に関する講演会の開催 (8)その目的を達成するために必要な事業 2項 前項各号の事業は、日本全国にて行うものとする。		第10条 (任意退会) 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。	
第6条 会員 (会員) この法人の会員は、正会員及び名誉会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の「社員」に該当するものとする。		第11条 (退会の手続き) 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。	
第7条 (種別) この法人に、次の会員を置く。 1項 (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人 (2)名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会及び総会の議決をもって推薦された者		第12条 (除名) 会員が次の各号の一に該当するときは総会での総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えるなければならない。 (1)この法人の会員としての義務に違反したとき (2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき	
		第13条 (会員資格の喪失) 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1)第9条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき (2)総正会員が同意したとき (3)当該会員が死亡したとき又は解散したとき (4)退会したとき (5)除名されたとき	

第14条	(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)		
1項	会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。		(1)会員の除名 (2)理事及び監事の選任及び解任 (3)理事及び監事の報酬等の額の決定及びその支給基準 (4)貸借対照表及び損益計算書の承認 (5)財産目録の承認 (6)定款の変更 (7)解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分 (8)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
2項	この法人は、会員がその資格を喪失しても既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。		
第4章	総会		
第15条	(総会の構成)		
1項	総会は、第7条第1号の正会員すべてをもって組織する。		
2項	前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に関する法律上の社員総会とする。		
第16条	(総会の招集)		
	総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。		
第17条	(総会の開催)		
1項	総会は、定期総会として毎年5月に1回開催する他、必要がある場合に適時臨時総会を開催する。		(1)会員の除名 (2)理事及び監事の解任 (3)定款の変更 (4)解散 (5)その他法令で定められた事項
2項	正会員現在数の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の内容を示して、総会の招集を請求することができる。		
3項	総会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。		3項 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行われなければならない。
4項	本条第2項の規定により請求があったときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。		
第18条	(議決権)		
	総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。		第22条 (書面決議等)
第19条	(総会の議長)		1項 正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
	総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。		2項 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
第20条	(総会の議決事項)		3項 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。
	総会は、次の事項について決議する。		

第23条	(議事録)		4項 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、業務執行理事は、代表権を伴わない業務に限り、理事長の職務を代行する。
1項	総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		5項 業務執行理事は、細則において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
2項	議長および当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印する。		6項 理事長及び業務執行理事は、4ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
第5章	役員及び職員等		第27条 (監事の職務)
第24条	(役員)		1項 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
1項	この定款中、「理事長」をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「代表理事」とする。		2項 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
2項	この法人には、次の役員を置く。 (1)理事10名以上15名以内 (2)監事3名以内		第28条 (役員の任期)
3項	理事のうち1名を理事長とする。		1項 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
第25条	(役員の選任)		2項 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
1項	理事及び監事は、総会の決議によって選任する。		3項 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
2項	理事会は、その決議によって、第1項で選任された理事より理事長、副理事長、専務理事、庶務理事、及び会計理事を選定することができる。		4項 理事又は監事は、第24条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
3項	副理事長・専務理事・庶務理事・会計理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。		第29条 (役員の解任)
4項	この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。		役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員の現在数の3分の2以上の議決によって解任することができる。 この場合、総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。 (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
5項	この法人の理事のうちには、他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。		第30条 (役員の報酬)
6項	この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)およびこの法人の使用人が含まれてはならない。 また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。		理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める
第26条	(理事の職務)		
1項	理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。		
2項	理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。		
3項	副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌握する。		

	報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	第37条 (議事録)
第31条 1項	(事務局及び職員) この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。	1項 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2項	職員は理事会の決議に基づき理事長が任免する。	2項 (1)議長及び当該会議に於いて選任された出席者の代表2名以上及び監事が署名押印する。 (2)代表理事が欠席の場合は出席理事全員と監事が署名押印する
3項	職員は、有給とする。	
第6章 理事会		第7章 資産及び会計
第32条 1項	(構成) この法人に理事会を置く。	第38条 (資産の構成)
2項	理事会は、すべての理事をもって構成する。	1項 この法人の財産は、基本財産及びその他 の財産の2種類とする。
第33条 1項	(権限) 理事会は、次の職務を行う。 (1)この法人の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職	2項 基本財産は、理事会で基本財産とすることを 決議した財産とする。
2項		3項 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
3項		
第34条 1項	(理事会の招集等) 理事会は理事長が招集する。	第39条 (資産の管理)
2項	理事長以外の理事は、理事長に対し、 理事会の目的とする事項を示して、 理事会の招集を請求することができる。	1項 基本財産についてこの法人は、適正な維持 および管理に努めるものとする。
3項	前項の規定による請求があった日から5日 以内に請求があった日から2週間以内を 理事会の日とする理事会の招集の通知が 発せられないときは、その請求をした理事は、 理事会を招集することができる。	2項 やむを得ない理由により基本財産の全部もしくは 一部を処分または担保に供する場合は、理事会 の決議を経て、総会において現在の総正会員の 議決権の3分の2以上に当たる多数による承認を 受けなければならない。
第35条 1項	(理事会の議長) 理事会の議長は、理事長とする。	第40条 (事業計画及び收支予算)
2項	理事長欠席の場合は副理事長とする。	1項 この法人の事業計画書、收支予算書、資金 調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度の開始の日の 前日までに、理事長が作成し、理事会の承認 を受けなければならない。これを変更する 場合も、同様とする。
3項		2項 前項の書類については、主たる事務所に、 当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。
第36条 1項	(理事会の定足数等) 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害 関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の者が出席し、その過半数をもって行う。 可否同数のときは、議長の決するところによる。	第41条 (事業報告及び決算)
2項	前項前段において、議長は理事として 議決に加わることができない。	1項 この法人の事業報告及び決算については、 毎事業年度終了後、理事長が次ぎの書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会 の承認を得なければならない。
3項	前項の規定に関わらず、一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律第96条の要件を 満たしたときは、理事会の決議があつたものと みなす。	(1)事業報告 (2)事業報告の付属明細書 (3)貸借対照表 (4)損益計算書 (5)貸借対照表及び損益計算書の付属明細書 (6)財産目録

2項	前項の承認を受けた書類のうち、1号、3号、4号、及び6号の書類については、定時総会に提出し、1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。	第47条	(残余財産の帰属) この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
3項	1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1)監査報告 (2)理事及び監事の名簿 (3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	第48条	(公告の方法) この法人の公告は電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。
第42条	(公益目的取得財産残額の算定) 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。	第9章	雑則
第43条	(事業年度) この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第49条	(細則) この定款の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。
第8章	定款の変更並びに解散	第1項	附則 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
第44条	(定款の変更) 総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。	第2項	この法人の最初の理事長は奈良孝知(雅号奈良侑岳)とする。
第45条	(解散) この法人は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解散する。	第3項	一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第43条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
第46条	(公益認定の取消等に伴う贈与) この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。		平成26年5月12日施行 平成29年5月22日改定 平成29年8月1日施行